

平成23年■月■日

申立人 ■■■■■ 様

京都地方裁判所第5民事部保全係

裁判所書記官 ■■■■■

tel 075-257-■■■■■ (ダイヤル)

fax 075-211-■■■■■

非訟予納金の納付について（事務連絡）

申立てのありました■■■■■株式会社の清算人選任事件を事件番号平成23年(ヒ)第■■■■号(裁判所にご連絡いただくときは、この事件番号を明示してください。)として受理いたしました。

つきましては、清算人を選任するにあたり非訟予納金として金銭を裁判所に予納していただくこととなります(清算人の費用及び報酬として支払うこととなります)。その予納金額は、清算人の職務内容によって異なり、職務の難易度に比例します。

本件申立書には、抵当権設定登記の抹消手続きをするために清算人を選任する必要がある旨記載されています。そこで、被担保債権が存在しないことが証拠上明らか(弁済証書が存在するなど)であれば、清算人の職務は容易といえますが、本件では主位的に弁済による債務の消滅、予備的に消滅時効の完成を理由とするものの関係資料はないとも記載されています。

そうであれば、清算人の責任と権限において抵当権抹消手続きを行うとした場合には、清算人は弁済事実の有無や時効中断事由の有無を調査しなければならず、100万円を予納していただくこととなります(残額が生じれば返還します。)のでご連絡いたします。

本書到達後、弁済証書の存在など申立人からご連絡がなければ、2週間後に100万円の保管金提出書を送付させていただきます。

なお、訴訟手続における立証責任をご考慮のうえ抵当権設定登記抹消登記手続請求の訴えを提起され、特別代理人選任申立てをされることもご検討ください。